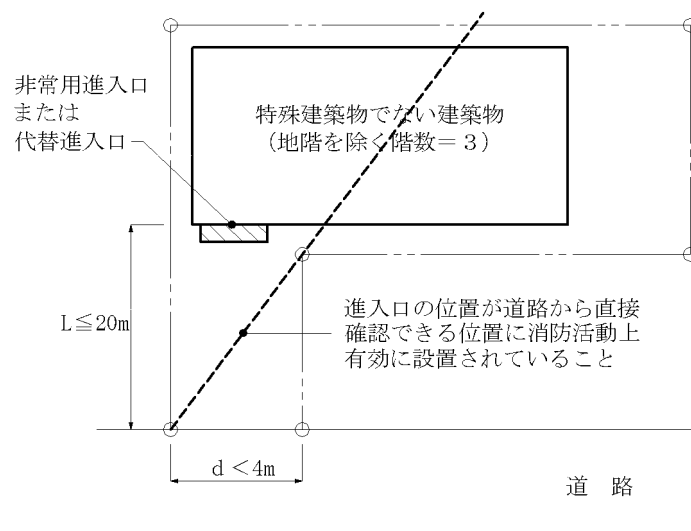


**【路地状敷地の場合の非常用進入口】****【質問】**

路地状敷地の場合の非常用進入口の取扱いについて。

**【回答】**

- ① 幅4m未満の路地状敷地の場合、原則として3階以上の建物は建築できないが、一定の条件（下記参照）を満たしているときは建築が可能となる。
- ② 路地状敷地の3階建ての条件は以下の通り。
  - ・ 道路から進入口までの延長距離  $\leq 20\text{m}$
  - ・  $2\text{m} \leq$  路地状幅  $< 4\text{m}$
  - ・ 地階を除く階数が3
  - ・ 特殊建築物の用途に供するものではない。
  - ・ 非常用の進入口等（付随するバルコニーその他これらに類するものを含む）が、道路から直接確認することが出来る位置に設置されている。

**【参考】**

- ① 令第126条の6
- ② 令第126条の7
- ② 平成5年12月13日 建設省事務連絡
- ③ 日本建築行政会議：建築物の防火避難規定の解説